

鹿児島県社会的養育推進計画（見直し）の概要

1 計画について

位置付け

本県における社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像として策定

基本的な考え方

家庭養育優先原則やパーマネンシー保障の理念に基づく支援



「こどもの最善の利益」の実現

2 計画見直しの趣旨

- 平成30年7月に厚生労働省が発出した「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が示す方針に基づき、令和2年3月に、本県における社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示した「鹿児島県社会的養育推進計画」（計画期間：令和2～11年度）を策定。
- 令和6年3月にこども家庭庁が、令和4年改正児童福祉法等を踏まえた、新たな「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を発出したことから、同策定要領が示す方針や本県の現況等を踏まえ、現行計画の見直しを行う。

3 計画期間

令和7年度～令和11年度

※ 現行計画の後期計画を見直し、新たな計画として位置付け

	R2～R6年度	R7～R11年度
現行計画（10か年）	前期計画	後期計画
見直し後の計画（5か年）		新たな計画として位置付け

4 計画の構成

現行計画	見直し後の計画
1 計画の策定について	1 計画の策定について
2 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）	2 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組	3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組
4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
5 里親等への委託の推進に向けた取組	5 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
6 パーマネンシー保障（永続的解決）としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	6 一時保護改革に向けた取組
7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	7 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組
8 一時保護改革に向けた取組	8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
10 児童相談所の強化等に向けた取組	10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
	11 児童相談所の強化等に向けた取組
	12 障害児入所施設における支援

※下線は、変更箇所
※見直し後の計画における項目の書きぶり・並び順は、国策定要領を参考に設定

5 計画見直しの方向性

見直しの方向性

現行計画を基礎とし、策定要領が示す方針や本県の状況等を踏まえ、記載内容を修正、追記

主な見直し

- ☑ 項目の追記（支援を必要とする妊産婦等の支援、障害児入所施設における支援）
- ☑ 進捗状況把握のための評価指標の設定
- ☑ 新規目標（意見表明等支援）の追加

各項目と主な取組の方向性

- 2 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
➡ 子どもの権利擁護に係る環境整備
- 3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組
➡ こども家庭センターの設置促進
- 新規 4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
➡ 妊産婦等生活支援事業の促進
- 5 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
➡ 人口移動調査推計、福祉行政報告例等を踏まえた推計値の時点更新
- 6 一時保護改革に向けた取組
➡ 一時保護の体制整備
- 7 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組
➡ 児童相談所におけるケースマネジメント体制の強化
- 8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
➡ 里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた目標（里親等委託率）の設定
里親支援センターによる未委託里親トレーニング等の里親支援の充実
- 9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
➡ 児童養護施設等が実施する施設整備に対する支援、人材確保の取組に対する支援
- 10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
➡ 社会的養護経験者等の自立支援体制の強化
- 11 児童相談所の強化等に向けた取組
➡ 鹿児島市の児童相談所設置に向けた連携、児童相談所職員の適切な配置・育成
- 新規 12 障害児入所施設における支援
➡ 障害児入所施設におけるできる限り良好な家庭的環境の促進

数値目標（R11年度末）

	現況※	現行計画	見直し後
こども家庭センター（子育て世代包括支援センター）設置数	10市町	全市町村	全市町村
里親等委託率	17.0%	40.1%	41.5%
特別養子縁組成立件数（年間）	3件程度	13件程度	13件程度
新規 意見表明等支援員に意見を言えて良かったと感じる措置児童等の割合	—	—	100%

※令和5年度末の数（ただし、こども家庭センターはR6.4.1の数）